

農地転用には  
許可・届出が  
必要です。

詳しくは、農業  
委員会事務局へ！

# ★ ★ ★ 農業ひろさき ★ ★ ★

2016年10月1日 (第128号)  
(平成28年10月1日)

編集と発行  
弘前市農業委員会  
〒036-8551  
弘前市大字上白銀町1-1  
☎(0172) 40-7104

## 青森県農業委員会シンポジウム開催

一般社団法人青森県農業会議と弘前市農業委員会主催による「青森県農業委員会シンポジウム」を8月18日、ヒロロ4階の弘前市民文化交流館で開催しました。

シンポジウムには、県内市町村の農業委員・農地利用最適化推進委員をはじめ秋田県・岩手県の農業委員や各自治体職員ら約200人が参加しました。

～これからの農業委員会活動～



このシンポジウムは、今年4月1日から改正農業委員会法が施行されたことに伴い、改正法が目指す農地利用の最適化について学ぶとともに、新体制となった先進事例を研修するために開催したものです。



事例報告の様子

シンポジウムの内容は、全国農業会議所の伊藤嘉朗事務局長代理から「農業委員会制度を取り巻く情勢」をテーマとして情勢報告があり、高知大学教育研究部人文社会科学部門の緒方賢一教授が「これからの農業委員会活動－農地利用の最適化に向けて－」と題しての基調講演をしました。

また、改正法による新体制づくりの取り組みについて、弘前市と鶴田町の農業委員会事務局長から事例報告があり、今後新体制に移行する自治体に対し情報提供をするとともに、参加者の活動意識を高めるシンポジウムとなりました。



基調講演をする  
緒方賢一教授

## 中弘地区農業委員会連絡協議会 要請活動

8月24日、平成28年度中弘地区農業委員会大会で決議した要望事項の実現に向けて、中弘地区農業委員会連絡協議会(会長・下山勇一弘前市農業委員会会長)の役員6人が中南地域県民局を訪問しました。

- 要請活動にあたり下山勇一会長から、船木一人地域農林水産部長に対して、
- ◎果樹経営支援対策事業に関する要望
  - ◎農地中間管理事業における機構集積協力金の交付に関する要望
  - ◎有害鳥獣狩猟者の育成・確保に関する要望
  - ◎農業委員会交付金に関する要望

の4本の要望書を手渡し、役員は要望にいたった農業現場の実態について農業者の声として説明しました。

船木部長は「いずれの要望も青森県へしっかり説明する」と回答し、国等の動向について役員と情報交換しました。

また、8月1日には農業委員会ネットワークの上部組織である青森県農業会議の中野均会長に対して同じ内容の要望書4本を手渡し、青森県への要請を依頼しました。



船木部長(右)へ要望書を手渡す下山会長



中野会長(左)へ要望書を手渡す下山会長

## スイーツ座談会開催



8月19日、市は農業女性の声を農業政策に反映させるため、中南地域VIC・ウーマンの会弘前支部の各団体で活躍している6名の皆さんによる「スイーツ座談会」を藤田記念庭園洋館(2階第1会議室)で開催しました。

今回のテーマは「農業の女性リーダーの活動内容と今後の夢」と題して、参加者の皆さんが日頃の活動内容について話され、同会のメンバーによる手づくりのスイーツ(米粉シフォンケーキ、アップルパイ)を食べながら、今後の目標や夢を語るなど意見交換をしました。

参加者の多くから、農家民泊や農家レストラン・農家カフェなど共通の話題提供があり、今後のネットワークづくりにより、実現に向け進展することが期待されます。



葛西市長(右)を囲んでの座談会の様子

**カップル3組誕生!! 弘前市青年交流会 「～農家の出会いはBBQ!!～ 第二弾」**

独身農業後継者で組織する弘前市青年交流会実行委員会（高橋貴志実行委員長）は8月21日、独身農業男性と独身女性との出会いの場を提供する「弘前市青年交流会～農家の出会いはBBQ!!～第二弾」を開催しました。

交流会には、男性9人、女性9人が参加し、「森の中の果樹園（市内十面沢）」で桃やプラム、ぶどうなど旬の果物狩りを一緒に楽しんだ後、「星と森のロマンピア（市内水木在家）」に移動し、バーベキューを囲みながら和気あいあいとした雰囲気での交流会が行われました。

最後に行われたカップリングでは、3組のカップルが誕生し、今後の進展が期待されます。



果物狩りやバーベキューを楽しむ参加者たち

市内の独身農業者の方（男・女）！一緒に会を盛り上げませんか♪

**中山間地域等 担い手収益力向上支援事業**

事業目的	中山間地域等における、新たに借り受ける農地または既存の経営農地において、収益力の高い作物を導入する取り組みや作物のブランド化の取り組みにより収益力向上を目指す担い手を支援します。
目標	担い手が作成し、市町村が認定する「収益力向上計画」において、今後3年間で、本事業に取り組む担い手の取組面積当たりの作物の販売額が10%以上向上することが見込まれること。
事業内容	担い手が作成し、市町村が認定する「収益力向上計画」に基づき、 ①新たに借り受ける農地への作物の導入や、既存の経営農地において、収益力の高い作物への転換等により、収益力向上を図る担い手の取り組み。 ②既存の経営農地において作物の価値向上を行い、収益力向上を図る担い手の取り組み（上限200万円）に対して、取組面積に応じて支援します。
対象者	①認定農業者 ②認定新規就農者 ③集落営農 ④人・農地プランに位置づけられた地域の中心となる経営体 ⑤農地中間管理機構から農地の借り受け等をする農業者
対象地域	「特定農山村法」「山村振興法」「過疎地域自立促進特別措置法」のいずれかによって指定された地域（船沢地区、旧岩木村、相馬地区）
対象作物	青森県特別栽培農産物における認証を受けた作物
補助対象経費	賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、雑費
補助金額	定額（5万円／10㍓以内） ただし、取り組みによって上限有り
申請時期	随時受付
■問い合わせ先	農業政策課農業振興係（市役所新館4階） ☎40-7102

**弘前市 強い土づくり推進事業費補助金**

平成29年度に主食用米を作付けするほ場の土壌を採取し、分析を行う農業者へ、土壌分析費用の一部を助成します。

- ◆対象品目  
主食用米（飼料用米などの新規需要米、加工用米・備蓄米などの非主食用米は対象外）
- ◆補助対象  
分析機関で行う土壌分析費用  
（水素イオン指数（pH）、電気伝導率（EC）、交換性石灰、交換性苦土、交換性カリ、硝酸態窒素、アンモニウム態窒素、有効態りん酸、塩基交換容量（CEC）、可給態けい酸を含む計10項目以上の分析と、分析結果に基づく肥料等の必要量の判定を行うものに限る。）
- ◆対象者  
平成28年産水稻生産実施計画書兼経営所得安定対策等の交付金に係る営農計画書を市に提出し、生産数量目標の面積換算値の範囲内での水稻の作付けが確認された農業者
- ◆補助率等  
分析費用（消費税を除く。）の1/2以内  
1検体あたり2,500円（青天の霹靂は750円）を上限。ただし、20㍓あたり1検体を上限
- ◆申請期限  
12月20日（火）  
※農協等に参加して営農計画書を提出している方は、農協等が取りまとめて申請事務等を行いますので、各農協等へお問い合わせください。
- 問い合わせ先  
農業政策課水田対策係（市役所新館4階）  
☎40-7102

## 農業用軽油引取税免税証の交付申請について

中南地域県民局県税部では、平成29年に使用する農業用軽油引取税免税証の交付申請を次のとおり受付します。

申請書等の用紙は、中南地域県民局県税部及び農協各支店に用意してあります。申請が遅れると免税証の交付も遅れることとなりますので、受付期間を必ず守り、必要書類を添えて申請してください。

### ◆受付月日

◎11月24日(木) 岩木地区・相馬地区にお住まいの方

◎11月25日(金) 弘前地区にお住まいの方

◆受付時間 午前9時30分～午後4時

◆受付場所 弘前合同庁舎(市内蔵主町4) 本館2階「地域連携部会議室」

### ◆必要書類等

書 類	申 請 者	個人・共同			組合・法人		
		新規	継続	更新	新規	継続	更新
1 簡易書留封筒(402円分の切手貼付のもの) ※1		○	○	○	○	○	○
2 免税軽油使用者証(共同)交付申請書 ※2		○		○			○
3 免税証交付申請書		○	○	○	○	○	○
4 免税軽油所要数量計算書		○	○	○	○	○	○
5 農業委員会発行の耕作証明書		○	○	○	○	○	○
6 免税軽油使用計画書(様式任意) ※3		△	△	△	○	○	○
7 免税軽油使用実績書・受払書(様式任意) ※3			△	△		○	○
8 組合(法人)の定款・規約・商業登記簿謄本等					○		
9 組合員名簿(全員の押印があるもの)					○	○	○
10 使用機械譲渡証明書(販売証明書) ※4		○		△	○		△
11 400円分の県証紙貼付の県税関係証明等原簿		○		○	○		○
12 誓約書		○		○	○		○
13 免税軽油の引取り等に係る報告書の提出期限の特例申請書 ※5		△	△	△	△	△	△
14 前回交付の免税軽油使用者証			○	○		○	○
15 免税軽油の引取り等に係る報告書			○	○		○	○

○…提出必須 △…※3～5を参照し、該当する方は提出が必要です。

※1 免許証の交付枚数が多い方は、切手代が402円を超える場合がありますので不足のないようにしてください。

(目安として、60枚を超える方は450円分、120枚を超える方は515円分の切手が必要です)

※2 親子間で使用者証の名義が変わる場合には、関係を証明する書類(戸籍抄本等)が別途必要になります。

※3 個人・共同の申請者で、使用計画のある場合は提出してください。

※4 使用機械に変更のある方については、更新の申請となり、新しい機械の譲渡証明書が必要です。

※5 特例(報告書を6か月分まとめて提出することができます)申請を希望する場合は、提出してください。

### 不正軽油は犯罪です!

不正軽油とは、脱税を目的として軽油に重油や灯油を混ぜ、軽油と偽って販売されているものです。不正軽油の製造、販売はもちろん、使用した人も10年以下の懲役、1,000万円以下の罰金が課されるなど、重い罰則が適用されます。

■問い合わせ先 中南地域県民局県税部課税第一課  
☎32-1131(内線228・278)

## 農地売買等事業で農地を集積&集約し、生産性向上を!

～多くの農家が利用～

青森県農地中間管理機構(公益社団法人あおもり農林業支援センター)では、農地の「貸借」を進める農地中間管理事業のほか、農地の「売買」を仲立ちする農地売買等事業も実施しています。

農地売買等事業は、経営規模を縮小・経営転換する農家から農地中間管理機構が農地を買い入れ、規模拡大や分散農地の集約で生産性を向上させたい農家に売り渡す事業で、買い入れ後すぐに売り渡す「即売タイプ」と、3年間または5年間の貸付後に売り渡す「一時貸付タイプ」があります。

どちらのタイプもこれまで多くの農家に利用され、その良さを実感していただいています。

契約書類の作成はすべて農地中間管理機構が行い、手数料が少しかかりますが(基本1%、一時貸付は1.5%)、税制面のメリット(譲渡所得税、登録免許税、不動産取得税の控除)があるほか、一時貸付では支払った貸付料の大部分(3年間では9割、5年間では8割)が農地価格から割引かれますので、農地の売買の際は、ぜひこの事業をご活用ください。

詳しくは、農業委員会または農地中間管理機構へご相談ください。

### ■問い合わせ先

青森県農地中間管理機構(公益社団法人あおもり農林業支援センター) ☎017-773-3131

農業委員会農地係(市役所新館4階) ☎40-7104



## 農地流動化情報

申出区分	整理番号	農地の所在	現況地目	利用状況	面積	希望価格	備考
売りたい	593	一野渡字平山69	畑	休耕	19.51a	交渉次第	貸借も可
	594	館後字館後147-22	畑	りんご	6.45a	交渉次第	貸借も可
	595	館後字新田57-1外6筆	畑	りんご	122.54a	交渉次第	貸借も可
	596	国吉字坂本177-1	畑	りんご	16.43a	交渉次第	貸借も可
	597	国吉字独活平91-2	畑	野菜	0.97a	交渉次第	貸借も可
	598	百沢字裾野1-385	畑	りんご	6.48a	交渉次第	貸借も可
	600	一野渡字山下183-1外3筆	畑	休耕	11.42a	交渉次第	貸借も可
	601	松木平字松元4-35	畑	休耕	9.08a	交渉次第	貸借も可
	602	元葉師堂335	田	保全管理	2.15a	交渉次第	貸借も可
	貸したい	599	館後字館後147-170	畑	休耕	23.64a	交渉次第

このほかの情報もありますのでお問い合わせください。

### ■取扱窓口及び問い合わせ先

①農業委員会農地係(市役所新館4階) ☎40-7104

②農業委員会岩木分室(岩木庁舎1階) ☎82-3111内線611

③農業委員会相馬分室(相馬庁舎1階) ☎84-2111内線805

弘前市青年交流会を、企画・運営する実行委員を募集集中!

## やめよう! 不法投棄

ごみを人目につかない山林や、空き地などに捨てる人がいます。不法投棄されたごみにより、自然環境や景観が悪くなるだけでなく、元に戻すためには多くの労力と費用を要します。

また、家庭ごみ集積所においても、市で収集しないごみを故意に捨てたり、農業に伴い排出されるごみ(事業系ごみ)を捨てたりする行為は不法投棄にあたる場合があります。

不法投棄は犯罪です。絶対にやめてください。

## 野焼きはやめましょう!

家庭や事業所から出たごみを、ドラム缶に入れて焼却したり、空き地や河川敷などで焼却したりする「野焼き」は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されています。

野焼きは、悪臭や煙による近隣トラブルにつながるほか、ダイオキシン類などの有害物質を発生させるなど、健康への影響が心配されます。野焼きを行った場合、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金(法人は3億円)またはその併科の重い罰則が設けられています。

例外として、農業を営むためにやむを得ないものとして行う焼却は法律上認められていますが、周辺住民などから苦情が出ないように焼却は少量にとどめ、煙や臭いには注意を払ってください。なお、農業用マルチなどの廃プラスチック類の焼却は法律違反となります。

■問い合わせ先 環境管理課資源循環係(弘前地区環境整備センター内) ☎35-1130

## りんごの鳥害に対する防止対策について

これからりんごの収穫最盛期を迎えます。野鳥による食害の防止・軽減を図るための対策を紹介しますのでご活用ください。



### (1) 食害を与える鳥の種類

※以下は食害を与える可能性のある代表的な鳥例です。

- ・留鳥(年間を通して同じ場所に生息し、季節による移動をしない鳥)
  - カラス(ハシブトガラス・ハシボソガラス)、ヒヨドリ、ムクドリ、ヒガラ、シジュウカラなど
- ・渡り鳥 →アトリ、ツグミなど

### (2) 対策

#### 【物理的な飛来対策】

##### ◆糸やテグスによる対策

鳥が嫌う、ミシン糸やテグスを枝に張る。カラスの場合は1m程度以下の間隔で張り巡らすと効果があるようです。

#### 【追い払い道具を使用する対策】

##### ◆反射材、防鳥テープによる対策

CDや鏡、防鳥テープなど、太陽光を反射する素材を枝にくくりつける。

##### ◆忌避剤による対策

鳥が嫌う臭いを発するロープ等の忌避剤を設置する。

##### ◆バードガードによる対策

鳥が嫌う鳴き声を発するバードガードを設置する。

なお、バードガードは対応しない鳥種があるので、注意してください。

※これらは一時的には効果がありますが、日数の経過とともに慣れてしまい効果がなくなる場合があります。

道具の種類や設置場所、組み合わせを頻繁に変えるなど、常に野鳥に「ここは変だぞ」と思わせる工夫が大切です。

##### ◆その他

市で“超音波を利用した野鳥追払機器”を設置し、実証実験を行ったところ、未設置の付近園地とは被害の差が生じ、一定の効果がみられました。

#### 【園地対策】

野鳥は落果実にも集まってくるので早めに除去する。

■問い合わせ先 りんご課生産振興係(市役所新館6階)

☎40-7105

## わら焼きストップ!

わら焼きにより発生する煙は、地域住民の健康を害したり、交通を妨げたりするなど、社会的に大きな問題となっており、農業のイメージダウンにつながります。

水田へのすき込みや堆肥、家畜の飼料や敷きわらなど有効活用に努めましょう。



■問い合わせ先 農業政策課農産係(市役所新館4階)

☎40-7102

## クマに注意



クマの被害に遭わないために、次のことに注意しましょう!

- クマが出没するおそれのある山ぎわ付近の作業時や、クマの活動時間と重なる早朝や夕方には特に注意する。
- 笛や鈴、ラジオなど音のするものを身につけて存在を知らせる。
- 廃棄したりんご・野菜を放置しておくクマを引き寄せる原因となるので、適切に処分する。

#### 【クマに遭遇したら】

- クマは逃げるものを追う習性があるため、後ずさりしながら静かに立ち去る。
- 大声を上げたり、攻撃したりしない。
- 子グマの近くには親グマがいることが多いため、見つけても近寄らない。

■問い合わせ先 農業政策課農産係(市役所新館4階)

☎40-7102